**平成２３年（フ）第９号**
山梨県南アルプス市鮎沢529北村住宅２－３、住民票上の住所山梨県韮崎市神山町鍋山2378番地９
債務者　駒井佑季子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０号**
山梨県南アルプス市鮎沢529北村住宅２－３、住民票上の住所山梨県韮崎市神山町鍋山2378番地９
債務者　駒井里枝子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８号**
山梨県甲府市上石田３丁目10番６号
債務者　八木　由美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２号**
三重県いなべ市北勢町東村1399番地３
債務者　石川　伯子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１１号**
三重県桑名市大字芳ケ崎1380番地１　市営住宅722号
債務者　高橋キミ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目29番地　みずほマンション503号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地350
債務者　田中ハツミ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１０９５号**
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番１―503号
債務者　大野　菊代
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０９８号**
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目64番地　ワールドプラザ尼崎202号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目８番23―206号
債務者　多田　侑志（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１５２号**
兵庫県西宮市北口町１番１―908号、前住所兵庫県西宮市両度町３番１―2602号
債務者　家納　進一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０号**
兵庫県尼崎市竹谷町３丁目133番地
債務者　宮原　和美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２１１号**
鳥取県米子市永江880番地　１―103号
債務者　小林　孝男
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第８号**
広島県尾道市向島町1002番地２
債務者　大黒　美香
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
愛媛県今治市片山１丁目５番９号
債務者　渡部　美香
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで松山地方裁判所今治支部

**平成２２年（フ）第１４１号**
福岡県直方市大字頓野2104番地７
債務者　矢野加代子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第１４３号**
福岡県直方市大字感田185番地41
債務者　内藤千佐子（旧姓竹森）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第１４００号**
北九州市小倉南区葛原元町１丁目14番35号
債務者　黒屋　達也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７８号**
大分県杵築市大字南杵築1800番地３
債務者　武村　寿雄
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで大分地方裁判所杵築支部破産係